

私がリール東京の小林幸子弁護士に相続問題を依頼させて頂いたのは、父が亡くなり私を急め老人ホームに入居中の90代の母、海外特住47年の長男、若い頃より仕事をせず親の庇護の元生活している次男の4人で遺産分割しなくてはならなくなったからです。

遺産としては、不動産が主でした。東京と埼玉に不動産を持ち、東京の敷地には父の自宅(次男と同居)、貸し駐車場、私の自宅があります。埼玉の土地にはアパートを建て賃貸しています。父は生前、長男には東京の自宅と駐車場、次男には埼玉のアパート、私には東京の敷地内に建てた私の自宅を遺産と認めていました。

私は概ね父の意向に沿って遺産分割されるものだと思っていました。しかし、次男は東京の貸し駐車場と埼玉のアパート(収入親の貯金等で生活しています)遺産分割をしづらいと思いついたのか、勝手にアパートを建てたので親の土地に他人の物を入れる訳にはいかないと一点張り、長男の法的相続分などの請求にも耳を貸さず、裁判で解決してもらうしかありませんでした。

調停でも折り合いがつかず、裁判にまでなつてしまいました。小林弁護士が相続対策、不動産関係、税務関係と全てにわたっている実績のある理想の先生だったのでおかげで私の希望通りの結果とすることが出来ました。

また、遺産分割に伴う相続税、不動産分筆、所有権移転登記も全て完結していただき大変感謝しております。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

長年のご健勝と今後の益々のご活躍をお祈りしております。